⑯　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑰　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑱　詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Motoi Satake, Director, Kinki-Chubu Defense Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction of Barracks at Maizuru District JMSDF
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : January 8　2014　3 : 00 P.M.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : February 21　2014　12 : 00 noon
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kinki-Chubu Defence Bureau, 4―1―67 Otemae, Chuo-ku Osaka City 540―0008 TEL 06―6945―5741

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月16日
東日本旅客鉄道株式会社　契約責任者
執行役員　横浜支社長　松﨑哲士郎
◎調達機関番号　102　◎所在地番号　14
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　根岸社宅（仮称）新築他
⑶　工事場所　神奈川県横浜市磯子区西町16番11号
⑷　工事概要　地上／鉄筋コンクリート造　地上10階建、延床面積約11,800㎡　詳細については、別冊図面並びに仕様書、特記仕様書、補足仕様書及び追加仕様書（以下合わせて「仕様書等」という。）のとおり。
⑸　工期　540日間
⑹　使用する主要な資材　コンクリート約9,500㎥、鉄筋約1,800ｔ、板ガラス約1,500㎡
⑺　本工事は、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象工事である。
⑻　本工事は、工事請負契約（以下「本契約」という。）締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。
⑼　本工事は、当社営業線（根岸線）に近接する工事である。鉄道運行の安全確保はもとより、既設近接構造物に有害な影響を与えないよう、本契約の請負者（以下「請負者」という。）の責任において、入札説明書・仕様書等の内容を遵守して施工すること。
⑽　現場周辺の近隣住民、隣接建物及び周辺交通に対して十分配慮し、安全を確保し、施工すること。
⑾　工事場所の周辺は住宅街であり、特に東側・西側は近接している。騒音、振動、粉塵等の発生低減に努めるとともに、対策を加味して施工すること。
⑿　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認により、仕様書等及び手続きに変更が生じる可能性がある。
⒀　本工事に関係する電気設備工事は別途発注とする。電気設備工事担当者と連絡調整をとり、本工事を進めること。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。
⑸　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社（以下「横浜支社」という。）が認める外国での施工実績を含む。
①　単体又は共同企業体の場合の代表者は、階数地上10階以上かつ延床面積10,000㎡以上の共同住宅の新築工事の施工実績を有すること。
②　共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、延床面積5,000㎡以上の共同住宅の新築工事の施工実績を有すること。
⑹　単体又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。また、次の基準を満たす工事管理者を本工事に配置できること。
①　監理技術者　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）において、監理技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験が１年以上あり、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。
②　工事管理者　社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。
③　その他　配置予定の監理技術者にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。工事管理者にあっては、「営業線工事保安関係標準仕様書（在来線）」による。
⑺　本工事に係る設計業務の受託者並びに当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
上記の「設計業務の受託者」とは、株式会社ジェイアール東日本建築設計事務所である
上記の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者若しくは建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者である。
⑻　横浜支社との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。
⑼　一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、並びに、共同企業体を構成する場合は、共同企業体競争参加願書、委任状及び共同企業体協定書（あわせて以下「参加願書等」という。）を提出する期限である提出期間の最終日から開札の時までの期間に、横浜支社から発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。
⑽　申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。
⑾　申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、横浜支社との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。
⑿　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下まとめて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
⒀　共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たすものであること。
①　共同企業体を構成しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
ア）資本関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。
・親会社と子会社の関係にある場合
・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合